

パブリックコメントの結果公表

様式2

施策担当課→市民活動団体支援課

案件名	「第2次藤枝市多文化共生推進計画」(案)
「第2次藤枝市多文化共生推進計画」(案)に対し、ご意見をいただきありがとうございました。提出された意見の内容(要約)及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。	

パブリックコメントの結果

(1) 意見提出者の数	12 人
(2) 提出された意見の数	28 件

意見の反映状況

(1) 反映した意見	2 件
(2) 既に盛り込み済みの意見	1 件
(3) 今後の参考とする意見	4 件
(4) 反映できない意見	0 件
(5) その他(質問含む)	21 件

意見の反映状況一覧

1 計画に対する意見

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	<p>少子高齢化が進み働き手が減る中、外国人の存在は労働や、社会保障制度の支え手としても欠かせない存在である。</p> <p>外国人の増加により治安の悪化などを心配する向きもあるが、それを払拭するためにも、本計画の施策の着実な実行を願いたい。情報のすべてを母語に翻訳するのは困難であるため、情報発信の工夫を願う。</p> <p>外国人、日本人と分けるのではなく、人権の尊重の観点からすべての住民が対等に暮らせる社会を目指す、多文化共生に向けた取組を応援する。</p>	<p>情報発信については、P13「基本目標1、基本施策1」に記載したとおり、多言語や「やさしい日本語」を用いながら、ホームページや広報ふじえだへの掲載など工夫し、推進してまいります。</p> <p>また、ご意見を踏まえ、国籍に関わらず差別や偏見のない「誰もが安心して暮らせる環境づくり」の実現に向けて、自治会・町内会や事業所、各種機関や団体などとの連携を図ってまいります。</p>	既に盛り込み済みの意見
2	多文化共生を推進する目的は何か。	<p>外国人住民と日本人住民がお互いを理解し合い、安心して暮らしていける多文化共生を目的としています。</p> <p>2020年に藤枝市多文化共生推進計画を策定し、これ以降、外国人人口の増加や多国籍化、入国管理制度の改定、デジタル化の進展など社会情勢が大きく変化しています。これらの変化に対応するため、第2次計画を策定するものです。</p> <p>各種機関や団体、地域、学校、事業所などと連携し、多文化共生推進に向けた更なる施策の展開を図ることで、「誰もが幸せを実感できるまち藤枝」の実現を目指してまいります。</p>	その他(質問含む)
3	「多言語での生活情報の提供」について、コストをかけることなく、外国人がスマホや翻訳アプリなどを活用して、理解するべき。	外国人住民のスマホ・翻訳アプリなどの活用状況やIT化の進展を見据えた、効果的な取組を進めてまいります。	今後の参考とする意見
4	「やさしい日本語」の普及・啓発や、日本語学習環境の充実について、外国人に合わせるものではなく、外国人が日本語を理解する努力をすべきである。	日本語講座の活用など、外国人を雇用する事業所を通じて積極的に日本語に触れていくよう働きかけをするとともに、学習の機会を必要とする外国人住民に対して学習の場を提供するなどの支援してまいります。	今後の参考とする意見
5	日本語教育や日本文化を尊重するよう、監理団体・幹旋業者・企業で指導するべきだ。	生活情報の提供や多文化共生に係る理解促進など、外国人を雇用する事業所・各種機関や団体などとの連携や働きかけにより施策の展開を図ってまいります。	今後の参考とする意見

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
6	国では労働人口減少の対策として外国人労働力確保を行っているが、藤枝市として積極的な労働力確保などの施策を盛り込まないのか。	外国人材の雇用を希望する企業からの相談が実際に寄せられていることを踏まえ、他自治体の事例を参考に、受入れノウハウや国等の支援制度（補助金等）の情報提供を行うとともに、人手不足対策として労働力の確保・定着に関するセミナーの開催など、事業所の課題解決につながる支援策を関係機関・団体と連携して進めるよう、P14「基本目標1、基本施策3、施策の方向性1」へ盛り込みました。	反映した意見
7	国では将来の労働力である留学生の受け入れ増加などを行っているが、藤枝市として積極的な留学生受け入れなどの施策を盛り込まないのか。	藤枝市国際友好協会など関係機関・団体と連携し、交流イベントの開催などを通して、留学生が藤枝市で安心して学び、生活しやすい環境づくりを推進する取組を、P16「基本目標2、基本施策6、施策の方向性1」へ盛り込みました。	反映した意見
8	日本語講座について、文化センター1か所の開催では限界があるのではないかと。各自治会や公民館などで児童と保護者が一緒に受けられるよう手厚い対応が必要ではないかと。	現在は、場所の分かりやすさや公共交通の利便性を考慮し、文化センター1か所で開催しています。今後は、当事者の意見を踏まえ、継続して参加しやすく、段階的なレベルアップが図られるよう、開催場所や時間、方法等について検討してまいります。	今後の参考とする意見

2 その他の意見

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
9	多文化共生を推進するにあたり、外国人に対する条例や罰則を定めているのか。	本市では、外国人のみを対象とした条例や罰則は定めておらず、国籍に関わらず、すべての人に対して同じ法律や条例が適用されることが原則と考えます。	その他 (質問含む)
10	外国人の生活保護は必要なのか。	日本の生活保護制度は、生活保護法で「すべての国民」を対象（外国人は適用対象外）とされていますが、日本社会で生活している外国人が最低限度の生活を送れるようにするため、人道上の措置として法を「準用」して実施されています。 これは、日本で暮らす人々（国籍を問わない、ただし一部在留資格を除く）の最低限度の生活保障という観点から必要とされています。	その他 (質問含む)
11	外国人の受け入れや技能実習生等の政策そのものに反対する。	外国人の入国や在留は、出入国管理及び難民認定法などの国の制度に基づき、国が判断・運用している事項であり、市町村などの基礎自治体が独自に受け入れの可否を決定したり、制限することはできません。	その他 (質問含む)
12	外国人の事故・逃亡・犯罪などにより、日本人が泣き寝入りという事態を懸念する。最終的に誰が責任をとるのか。	地域の皆様が安心して暮らせる環境づくりを最重要課題と位置付け、各種機関や団体、地域、学校、事業所などと連携し、外国人住民が日本の生活ルールや習慣、文化を理解するための支援を行うとともに、今後も、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指し、治安の維持と安全・安心の確保に向け、取り組んでまいります。	その他 (質問含む)
13	外国人の税金未納など、帰国・転居等により回収不能となるケースを想定した、回収不能率と期待損失をどう考えるか。また行政コストはどの部署・どの財源で対応するのか。	未納が発生した場合には、日本人と同様に法令に基づいた督促や滞納整理を行っております。納税の公平性を確保するとともに、未納防止に向けた対応を継続して行っております。	その他 (質問含む)
14	外国人は最低限の日本語と文化を理解し、納得した上で移住するべきだ。	外国人の居住や就労は、出入国・在留管理や労働、教育などの国の制度に基づいて行われていることから、本市として特定の国籍や宗教の方を「誘致」することはしており、また、特定の国籍や宗教を対象とした規制や優遇などの制度も設けておりません。	その他 (質問含む)
15	必要以上に外国人や外国文化を優遇しないしてほしい。	今回策定する多文化共生推進計画は、本市における外国人の積極的な受入れを目的とするものではなく、在住する外国人住民と日本人住民が、共に安心して暮らせる社会の実現を目的としています。	その他 (質問含む)
16	外国人の子供を学校に通わせる場合、親の負担や各国の大使館が各国の予算でインターナショナルスクールなどに通わせて学ばせるべきだ。	そのため、地域の皆様が安心して暮らせる環境づくりを最重要課題と位置付け、各種機関や団体、地域、学校、事業所などと連携し、外国人住民が日本の生活ルールや習慣、文化を理解するための支援を行うとともに、今後も、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指し、治安の維持と安全・安心の確保に向け、一層取り組んでまいります。	その他 (質問含む)
17	役所等の個人情報や機密情報を扱う機関での外国人雇用は避けるべき。	また、外国人施策については国においても検討が進められていることから、今後の制度改正や施策の動向を注視し、必要な情報収集に努めてまいります。その上で、基礎自治体として地域の実情に即した必要な対応を適切に行ってまいります。	その他 (質問含む)
18	外国人雇用の前に、日本人雇用の整備をするべき。		その他 (質問含む)

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
19	施策実施に伴い住民へ新たに転嫁され得る役務を、行政としてどう評価し、どう最小化する設計か。		その他 (質問含む)
20	理念先行で各課題や施策等が未整理のまま進む場合、後段で紛争化・疲弊・不信（行政不信を含む）を招き、結果として計画目的自体を損なうおそれがある。計画の安全性確保のため、事前の透明な整理を求める。また、これらの負担が結果として住民・現場職員に「回避不能な役務」として蓄積する場合、憲法18条（意に反する苦役の禁止）との関係を含め、適法性・適正手続きの観点で事前の検討が不可欠だ。	外国人の居住や就労は、出入国・在留管理や労働、教育などの国の制度に基づいて行われていることから、本市として特定の国籍や宗教の方を「誘致」することはしておらず、また、特定の国籍や宗教を対象とした規制や優遇などの制度も設けておりません。	その他 (質問含む)
21	埼玉県川口市の事例や宗教の問題など、自国の文化を押し付けるような行動をとる外国人の受け入れは反対だ。	今回策定する多文化共生推進計画は、本市における外国人の積極的な受け入れを目的とするものではなく、在住する外国人住民と日本人住民が、共に安心して暮らせる社会の実現を目的としています。	その他 (質問含む)
22	自ら子供たちを危険にさらすようなリスクを冒さないでほしい。	そのため、地域の皆様が安心して暮らせる環境づくりを最重要課題と位置付け、各種機関や団体、地域、学校、事業所などと連携し、外国人住民が日本の生活ルールや習慣、文化を理解するための支援を行うとともに、今後も、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指し、治安の維持と安全・安心の確保に向け、一層取り組んでまいります。	その他 (質問含む)
23	計画は、日本人の美点であり、世界には通用しないこと。日本の性善説的価値観で対応していたら、今のヨーロッパと同じ悲惨な道を巡ることになる。 アンケート結果により、日本語能力が低下し、学ぶ気もないように見受けられることから、日本の福祉へのタダ乗りの懸念、治安悪化により不安でしかない。善良な方も多数いるが、移民によってこれまで国をつくり守ってこられた方に申し訳なく思う。	また、外国人施策については国においても検討が進められていることから、今後の制度改正や施策の動向を注視し、必要な情報収集に努めてまいります。その上で、基礎自治体として地域の実情に即した必要な対応を適切に行ってまいります。	その他 (質問含む)
24	日本人は性善説が成り立つ国だが、外国は性悪説が基本的な考え方である。差別ではなく区別をするべき。日本は日本人の国である。先ずはなにを置いても日本人が優先されるべき。それでも、多文化共生を推し進めるのであれば、しっかりとしたルールを作り慎重に進めるべきである。		その他 (質問含む)
25	まずは日本人のことを一番に考えた上での施策としてほしい。この先、安心して住むことのできる藤枝市であってほしい。		その他 (質問含む)
26	特定の国や民族の受け入れに関するもの	—	その他 (質問含む)
27	特定の宗教に関するもの	—	その他 (質問含む)
28	思想に関するもの	—	その他 (質問含む)

意志決定後の計画、策定案の内容

資料	第2次藤枝市多文化共生推進計画（案）
----	--------------------

意見公表場所	①市ホームページ ②市役所行政情報コーナー・文化センター・岡部支所・各地区交流センター ③男女共同参画・多文化共生課窓口
--------	--

担当課	藤枝市 市民協働部 男女共同参画・多文化共生課 電話 : 054-643-3198 (内線 3652) 電子メール : danio@city.fujieda.shizuoka.jp
-----	--